

各都道府県知事 殿

文部科学省初等中等教育局長  
瀧 本 寛

令和 3 年度学校教育設備整備費等補助金（特別支援教育設備整備費等）  
に係る交付申請計画書の提出について（依頼）

令和 3 年度における標記の補助金については、別紙 1 配分要領による執行を予定しています。  
については、下記事項に留意の上、貴域内の学校法人に係る交付申請計画を取りまとめて提出願  
います。

- 記
- |   |      |  |       |             |
|---|------|--|-------|-------------|
| 1 | 予算額  | (1) 特別支援教育設備整備事業<br>(2) 最新の情報機器等整備事業<br>(3) 学校安全設備整備事業 | }     | 5, 6 5 0 千円 |
| 2 | 提出期日 | 令和 3 年 9 月 1 4 日（火）                                    |       |             |
| 3 | 提出様式 | (1) 特別支援教育設備整備事業                                       | ..... | 別紙様式 1 及び 2 |
|   |      | (2) 最新の情報機器等整備事業                                       | ..... | 同上          |
|   |      | (3) 学校安全設備整備事業   | ..... | 同上          |
- 4 留意事項
- (1) 補助事業者ごとに、交付申請計画書を作成すること。提出された交付申請計画については、  
予算の範囲内で交付額の内定を行う。
  - (2) 補助対象事業限度額については、別紙 2 に基づく単価によること。
  - (3) 交付申請計画がない場合には、その旨を電子メールにて回答すること。
  - (4) 主管課が複数に分かれている場合は、いずれかの課で取りまとめの上、提出すること。
  - (5) 別紙様式 1-1 ~ 1-3 については、整備する設備に関する見積書及びカタログ（定価、  
規格が記載されているもの）を添付すること。

<提出先・本件担当>

〒100-8959

東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 2 号

文部科学省特別支援教育課庶務係

水落、石原、石橋、山部

TEL : 03-5253-4111（内線 5069）

FAX : 03-6734-3737

e-mail : tokubetu@mext.go.jp

## 交付申請計画書作成上の留意事項

1. この様式は、学校教育設備整備費等補助金のうち特別支援教育設備整備費等の特別支援教育設備整備事業、最新の情報機器等整備事業及び学校安全設備整備事業について、特別支援学校に係る事業と特別支援学級等に係る事業に区分して補助事業者（学校法人）ごとに作成すること。
2. 一補助事業者において複数の設備細目事業を計画している場合は、各特別支援学校に係る事業、特別支援学級等に係る事業に区分して、学校（学科・学級・通級指導教室）当たりの設備細目事業ごとに記入すること。
3. 設備細目事業欄には、別紙2の細目事業の別を記入すること。
4. 別紙様式1-1④は、③× 1/2（千円未満切り捨て）により算定すること。
5. 予算措置状況欄には、計上済と計上予定に区分して、金額及び時期（令和3年3月議決済、令和3年6月補正計上等）を記入すること。
6. 高等部職業教育設備充実事業について、別紙2に定める基準学科以外の学科についての補助対象事業限度額には、整備予定額を記入すること。
7. 特別支援学級等設備充実事業の障害区分欄は、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、情緒障害の障害区分により記入すること。

令和 3 年度における学校教育設備整備費等補助金  
(特別支援教育設備整備費等) 配分要領

1. 補助対象事業及び補助対象事業者は次のとおりとする。
  - (1) 補助対象事業は、学校教育設備整備費等補助金交付要綱(平成15年4月1日 文部科学大臣決定)(以下「交付要綱」という。)に定めるところによる特別支援教育設備整備事業、最新の情報機器等整備事業及び学校安全設備整備事業とする。
  - (2) 補助対象事業者は、学校法人とする。
2. 補助対象経費及び補助金額は次のとおりとする。
  - (1) 補助対象経費は、交付要綱に定めるところによる特別支援教育設備整備事業、最新の情報機器等整備事業及び学校安全設備整備事業の補助対象経費の合計額とする。
  - (2) 補助金額は、交付要綱に定めるところによる特別支援教育設備整備事業、最新の情報機器等整備事業及び学校安全設備整備事業の補助金額の合計額とする。
3. 特別支援教育設備整備事業、最新の情報機器等整備事業及び学校安全設備整備事業に対する補助の実施については、それぞれ交付要綱に定めるところによる。
4. 学校法人ごとの補助金額が50万円未満の場合は、原則として補助金を交付しないこととする。ただし、次の(1)及び(2)いずれにも該当する場合は、交付対象とすることができる。
  - (1) 教育課程上必要と認められるもので、整備しない場合、児童生徒の指導に支障が生じるもの。
  - (2) 当該学校法人の当該年度における設備整備の事業費が50万円以上100万円未満であり、事業費の増額が見込めないもの。

## 特別支援教育設備整備事業の細目事業別補助対象限度額

特別支援教育設備整備事業の細目事業	補 助 対 象 事 業 限 度 額
1 特別支援学校共通設備	
(1) 自立活動設備充実事業	1校当たり 3,885 千円
(2) 屋外自立活動設備充実事業	1校当たり 2,698 千円
(3) 重複障害教育設備充実事業	1学級当たり 324 千円
(4) 特別活動設備充実事業	1校当たり 2,261 千円
(5) 創作教材材料充実事業	1校当たり 163 千円 ただし、4学級以上の重複障害学級を設置する学校については、設置重複障害学級数から3を減じて得た数に54千円を乗じて得た額を加算することができる。
2 視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校設備費	
(1) 視覚障害情報支援充実事業	1校当たり 1,295 千円
(2) 教材複製設備充実事業	1校当たり 6,205 千円
3 聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校設備費	
(1) 集団補聴設備充実事業	1学級当たり 324 千円
(2) FM補聴設備等充実事業	1校当たり (1) FM補聴設備 5,412 千円 (2) 補聴器特性検査設備 2,978 千円
4 特別支援学校設備充実事業(新設学校設備)	1校当たり 1,187 千円
5 幼稚部設備充実事業	1学級当たり (1) 視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校 216 千円 (2) 聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校 222 千円 (3) 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む)に対する教育を行う特別支援学校 238 千円

特別支援教育設備整備事業の細目事業	補助対象事業限度額
6 寄宿舎設備充実事業	1校当たり (1)視覚障害者、聴覚障害者又は知的障害者に対する教育を行う特別支援学校 647千円 (2)肢体不自由者に対する教育を行う特別支援学校 540千円 (3)病弱者（身体虚弱者を含む）に対する教育を行う特別支援学校 486千円
7 スクール・バス充実事業	
(1) 一般用	1台当たり 4,856千円
(2) 重度障害者用	1台当たり 9,172千円
8 高等部職業教育設備充実事業	1学科当たり (1)視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校 ア.家庭に関する学科 9,941千円 イ.音楽に関する学科 20,403千円 ウ.理療に関する学科 25,886千円 エ.理学療法に関する学科 46,665千円 (2)聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校 ア.農業に関する学科 4,380千円 イ.工業に関する学科 ①.印刷 36,822千円 ②.機械 117,679千円 ③.金属工業 36,106千円 ④.産業工芸（木材工芸） 28,407千円 ⑤.産業工芸（金属工芸） 39,596千円 ⑥.産業工芸（自動車塗装） 15,862千円 ⑦.窯業 16,477千円 ウ.商業に関する学科 9,091千円 エ.家庭に関する学科 9,941千円 オ.理容・美容に関する学科 ①.理容 11,046千円 ②.美容 9,635千円 カ.歯科技工に関する学科 38,653千円 キ.その他専門教育を施す学科 ①.クリーニング 21,776千円 (3)知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対する教育を行う特別支援学校 ア.農業に関する学科 4,380千円 イ.工業に関する学科 4,700千円 ウ.商業に関する学科 9,091千円 エ.家庭に関する学科 6,050千円  上記以外の学科等の補助対象事業限度額は、当該学科等において必要とする職業教育設備に対応して別に考慮するものとする。なお、上記の学科には、普通科等において職業教育に関する教科・科目を原則として10単位（知的障害者に対する教育を行う特別支援学校にあっては350単位時間）以上履修させる教育課程を編成し、必要な教員を配置し、組織的、継続的に職業教育を実施する場合を含むものとする。

特別支援教育設備整備事業の細目事業	補助対象事業	限度額
9 特別支援学級等設備充実事業	1 学級， 1 通級指導教室当たり	
(1) 新設学級等設備	(1) 小学校の知的障害特別支援学級	2 3 8 千円
	(2) 上記以外の特別支援学級， 通級指導教室	3 5 6 千円
(2) 集団補聴設備	1 学級， 1 通級指導教室当たり	3 2 4 千円
(3) 教材複製設備	1 校当たり	2, 8 2 2 千円
(4) V T R 設備	1 学級， 1 通級指導教室当たり	5 4 0 千円

最新の情報機器等整備事業補助対象事業限度額

最新の情報機器等設備整備事業の細目事業	補助対象事業	限度額
1 0 情報機器等設備	1 校当たり	
(1) 特別支援学校情報機器等設備充実事業	(1) 視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校	2, 4 7 7 千円
	(2) 聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校	6 3 5 千円
	(3) 知的障害者に対する教育を行う特別支援学校	3, 9 8 7 千円
	(4) 肢体不自由者に対する教育を行う特別支援学校	3, 6 8 7 千円
	(5) 病弱者（身体虚弱者を含む）に対する教育を行う特別支援学校	1, 0 9 5 千円
(2) 特別支援学級等設備充実事業（情報機器等設備）	1 校当たり	
	(1) 弱視	2, 4 7 7 千円
	(2) 難聴， 言語障害	6 3 5 千円
	(3) 知的障害， 情緒障害	3, 9 8 7 千円
	(4) 肢体不自由	3, 6 8 7 千円
	(5) 病弱・虚弱	1, 0 9 5 千円

学校安全設備整備事業補助対象事業限度額

学校安全設備整備事業 の細目事業	補 助 対 象 事 業 限 度 額		
1 1 学校安全設備 (1) 特別支援学校学校 安全設備充実事業	1 校 当 た り (1) 視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校 (2) 聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校 (3) 知的障害者に対する教育を行う特別支援学校 (4) 肢体不自由者に対する教育を行う特別支援学校 (5) 病弱者（身体虚弱者を含む）に対する教育 を行う特別支援学校		4 7 1 千円 2 6 9 千円 9 3 千円 1 , 2 3 8 千円 9 3 千円
(2) 特別支援学級等設 備充実事業（学校 安全設備）	1 校 当 た り	(1) 弱視 (2) 難聴，言語障害 (3) 知的障害，情緒障害 (4) 肢体不自由 (5) 病弱・虚弱	4 7 1 千円 2 6 9 千円 9 3 千円 1 , 2 3 8 千円 9 3 千円